

令和5年度 印西市民アカデミーだより 第3号

講座4：消費生活について学ぶ

6月23日(金)、印西市消費生活センタースタッフを講師に「賢い消費者になるために」というテーマで身近に起こる消費生活トラブルの事例紹介やその対処方法について学びました。

事例1：損害保険金の申請代金を名目に高額な手数料や工事費を請求したり、代金を受け取りながら工事を放棄したりするケース

事例2：ネットで簡単に儲かるという副業サイトを見つけて契約したが、毎月12,000円の利用料金が必要なうえに全く儲からないため契約をやめたいケース

事例3：ショートメールで「料金未納のお知らせ」や「宅配便の不在通知」「当選通知」が届いたため返信し、誘導されたサイトに個人情報やカード情報を入力してしまったケース

事例4：通信販売で購入したカーディガンが思っていた色と違ったので返品したいと伝えたら、返品できないといわれたケース

事例5：通信販売でお試し500円の美容液を購入したら、お試しの化粧品が届いた1か月後、美容液が2本届き1万円の請求をされたうえに解約の電話も繋がらないケース

事例6：ネットのサイト(偽サイト)で高級商品が格安の値段で販売していたので、代金を銀行振込し購入したが商品が届かないケース

事例7：パソコン検索中、突然の警告音と同時に「あなたのパソコンはウイルスに感染してます」と書かれた画面と大手プラットフォームやセキュリティソフトを販売している業者の連絡先が表示され、電話して相手の指示通りに対応していたら54万円支払っていたケース

事例8：トイレがつまったためインターネットで検索した業者に依頼したがなかなか解消せず、最終的に30万円位請求されたケース

これらの事例は誰にでも起こりうることばかりですが、いざ自分に起こると右往左往するばかりで適切な対応を取ることは難しいようです。これらのトラブルに巻き込まれないようにするためには、日ごろからトラブル情報を集めるとともにクーリング・オフなどの制度についても勉強しておくことが重要です。

「何かおかしいぞ?」「だまされた!」と思ったら、『一人で悩まず、まず相談』することが被害を防ぐ最善策です。まずは、ここへ☎



ちょっと自信はないけどYES!



ロールプレイで熱演するアカデミー生



クーリング・オフはがき作成中

印西市消費生活センター

☎ 0476-42-3306

9:30~12:00

13:00~16:30